

○議長 小田 武人君

2 番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

2 番、松岡泉でございます。一般質問については、通告書に従ってさせていただきます。

初めに、1 件目でありますけども、水害対策についてであります。

今年、9 月 9 日から 11 日にかけて関東、東北南部では、台風 18 号から変わった低気圧の影響で線状降水帯と呼ばれる帯状の雨雲が南北にかかり続け、各地で記録的な大雨となったことは記憶に新しいところであります。雨量は、1 日に 300 ミリから 400 ミリと数十年、数百年に一度の集中豪雨であったと言われております。約 30 もの河川が氾濫して甚大な被害が出ました。とりわけ、茨城県の常総市では、鬼怒川流域内を中心に大雨が降り、10 日午前 6 時過ぎに同市宮若戸にて越水、午後 1 時ごろに同市三坂町にて破堤して、22 名の行方不明者と 1 万軒以上に浸水の被害が出ました。専門家は、この線状降水帯はどこの地域に発生しても不思議ではない。と断言しております。今回の豪雨災害の状況を踏まえ、我が町の水害対策について、お伺いします。

初めに、平成 27 年第 2 回定例会において、洪水ハザードマップの更新について答弁がございました。現在、更新状況はどうなっているかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

洪水ハザードマップにつきましてお答えいたします。6 月の議会では、遠賀川河川事務所のほうが作成の見直しを行っているという状況でしたが、その後、遠賀川河川事務所、国土交通省のほうに確認をしましたところ、想定し得る最大規模の降雨に対する浸水想定区域図の作業中であるということ聞いております。平成 28 年度の出水期前までの公表に向けた作業を現在進めているということでございます。

スケジュール的には、平成 28 年 3 月までに国における作業を完了し、関係自治体への説明、内容の確認等を実施する予定であると聞いておりますので、遠賀川河川事務所からの資料提供を受けることができましたら、芦屋町の洪水ハザードマップを 28 年度中に見直しをかけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

平成 27 年第 4 回定例会（松岡泉議員一般質問）

ハザードマップについては、更新されるということでお伺いいたしました。更新された場合にはですね、新たな取り組みが当然必要になってまいりますので、その対策についてはですね、迅速に対応をお願いしたいと思います。

それでは、町の水害ですが、町の洪水で最も関係するのは、当然、遠賀川の水位ということになると思いますけれども、水位が上がった時の情報は、いつどこから町へ入ってくるようになっているのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

水位の状況について、どこから連絡が入ってくるのかということについてお答えいたします。

基本的には、遠賀川河川事務所より F A X によって、水位の状況については受けているという状況になります。水位の状況につきましては、水防団の待機水位、氾濫注意水位、判断避難水位、氾濫危険水位に達する前に情報提供を受けております。水位の観測地点につきましては、直方市の津田町の日の出橋の地点と、中間市中間の遠賀橋上流約 70 メートル付近がこの観測地点となっております。それと遠賀川河川事務所のホームページにより、河川、遠賀川の水位やライブカメラによる情報を町で収集をしております。

また、遠賀川河川事務所長と町長との間でホットラインというものを結んでいます。このホットラインとは、迅速な伝達が必要な緊急性の高い情報について、事務所長と町長の間で、直接携帯電話により相互に情報交換するという仕組みでございます。洪水において、避難勧告等の発令判断に資する河川水位の情報や大規模災害時における応援協定に基づく要請などについて連絡、情報交換をするような形をとっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

災害対応にはですね、正確な情報に基づく適切な状況判断が不可欠であります。厳格な判断基準となり得るものが必要となりますので、よろしくお伺いいたしたいと思います。なお、今答弁がございましたけれども、水位の観測地点が直方市と中間市の両地点となっているようにお伺いしました。その情報は町にとってですね、直結した適正な基準情報となり得るかどうかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

直結した情報になり得るのかというところになりますので、町については、特に中間市の観測地点の水位、これを特に注視しているという状況になります。避難勧告等の判断を発令する基準になり得るという形の中で、この情報を得た状況で、避難準備情報から避難勧告、避難指示まで出せるような形ではないかというふうに思っておりますし、ここの水位を見ながら、そういう情報を出すにも時間的にも余裕があるのではないかと考えております。

先にも述べましたが、遠賀川河川事務所長とのホットラインにより災害に直結するような事態が発生した場合、直ちに連絡をいただくようになっていますので、問題はないのではないかと考えております。

また、河口堰の開閉の状況や、気象庁や芦屋基地に気象隊等がございますので、そこら辺の情報を収集し、迅速な災害についての対策がとれるような形で図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

災害対策についてはですね、対応がものすごく重要だと思います。そういうことから、対策についてはですね、また、そういった行動をする場合には、気落ちせず、迅速にですね、対応することが重要だと思います。そういったことで、判断基準は特に明確にさせていただいて、対応していただきたいと思います。

新しいハザードマップがまだ公表されていなくて、準備中ということですので、現行のハザードマップをもとにお伺いしていきたいと思います。一番危険な地域、芦屋町にとってどこを考えておられるのか。また、水害が起こるとしたら、その際の降水量はどの程度だと予測されているかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

降水量、ハザードマップ、現在の状況の中で、一番危険な地域、重要水防地域という形でお答えさせていただきたいと思います。

山鹿の河畔公園から汐入川の河口にかけて約 200メートルが、重要水防箇所という形の中で、非常に重要な場所であるというふうに考えております。

あと水害が起こるとしたときの降水量の想定はどれ位のものかという形ですが、降水量のみでは推し図ることはできませんが、平成 21 年 7 月の中国・九州北部豪雨による災害で、芦屋町で

平成 27 年第 4 回定例会（松岡泉議員一般質問）

も床下浸水等の被害が発生しております。それを参考にいたしますと、1 時間降水量としては 4 4 ミリ、これは夕方にかけてから降り出しましたので、夕方 4 時からの 5 時間程度の降水量で 1 5 6 ミリというのが記録されております。

以上のようなことから、1 時間降水量としては、4 0 ミリを超えるような雨があって、それが 3 時間以上続けば水害の被害が発生されるというふうに予測されております。基地のほうにちょっと確認したんですけど、1 時間雨量の最高はちょっとわからなかったんですけど、1 日の総雨量の最高は 1 9 1 ミリ、これについても平成 2 1 年 7 月 2 4 日、芦屋町のこの近年の中で、浸水というか床下浸水が起きたときの雨量が 1 9 1 ミリだったという形の中でわかっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

今、答弁がございましたけれども、一番危険な地域としては、山鹿河畔公園付近から、汐入川河口付近ということで、これは三軒屋地区の付近になるということでありましてけれども、降水量がですね、1 時間に 4 0 ミリから 5 0 ミリを超え、なおそういった豪雨が二、三日続くそうですね、水害の可能性があるということなので、今後とも特にそういった状態になった時には、注意し、また注目していかなければならないというふうに考えます。

常総市ですけども、この常総市はですね、水位が堤防を越える越水、それから堤防の崩壊による破堤によって、浸水被害が発生しましたが、町にとっての浸水を起こす仕組みといったものはどういったことが予想されるのか、また、発生之最悪の条件とはどのような状況で起こると考えておられるのかお聞きいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

地形的なものによる降雨の雨の集中ですね、あと汐入川からの自然流下の限界や排出能力の限界、排水路の詰まりや排水能力の限界、局地的な集中豪雨によるもの等が越水を起こす原因だというふうに考えております。

また、町の最悪被害が一番大きくなる想定として考えておりますのが、芦屋町につきましては、遠賀川の河口に位置して海と接しているという状況がございますので、大潮で満潮により浸水の状況は異なるとは考えております。

また、遠賀川の河口堰もありますので、その一定の水量を超えた場合、水門を全開にするという形で、流量がふえてくるというふうな形の中で、以上のようなことを複合しますと、遠賀川上

平成 27 年第 4 回定例会（松岡泉議員一般質問）

流に、まず多量の雨が降り、町においても上流と同様にたくさんの雨が降って、遠賀川の河口堰が全開しますよという連絡があったそのときに、海においても大潮で満潮という形の時間が重なった場合、川の水が海に流れていかないという状況になりますので、内水被害等の浸水が起きてくるという状況の最悪な浸水被害が考えられるということでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

先ほども答弁がございましたように、1 時間にですね、40 ミリ以上の降水量があれば、排水能力を超えて、内水浸水が発生する可能性があるということでもあります。町についてもですね、そういった内水浸水に伴ってですね、一部の地域が水につかるということは、当然考えられると思います。なお、これ以外にもですね、堤防が長時間水に浸されることによって、堤防の内部が液状化し、いわゆる、聞きなれないかと思いますが、浸水崩壊を起こす事も予想されております。これは、堤防が頑丈だから大丈夫ということは決してないということでもあります。今の堤防でありますけども、豪雨によって水かさが増して、かなりの時間長く浸水していると、その強度が弱まって崩壊する、これが浸水崩壊であります。今回のですね、常総市でもですね、実際に見に行くと、コンクリートの割れ目から水が噴き出しているような状況で、今回は越水とか、それを越えて越水後、川のほうに流れ出した状況で堤防が壊れたということもございますけども、浸水して、液状化してですね、穴がぱっと開くということなので、これについては、もう予想もつかない事態が起これるのじゃないかと思えます。そういうことで、常総市では、その前兆があったことが、何カ所もそういったところがあったということですので、もう少し雨が引き続きついでおればですね、なおさらですね、今以上の、今回以上の被害が出たのではないかと予想されます。浸水が予測される場合はですね、避難勧告指示が発令されたときは、直ちに行動することが重要かと思えます。

今回、三軒屋地区が一番芦屋の町で危険な状態にあるということでもありますけれども、この三軒屋地区、危険な地域の方は避難をする場合、どこに行けばいいのか。また、こういった避難所はいつ開設されることとなっているのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

三軒屋地区の避難所につきましては、総合体育館を指定避難所としておりますので、避難については、総合体育館に避難をしていただくという形になります。

平成 27 年第 4 回定例会（松岡泉議員一般質問）

開設時期につきましては、避難準備情報を発令した場合という形の中で考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

今回の常総市の話にまた戻るわけですが、今回の水害に対してですね、常総市の市民の方ではですね、「避難指示が出ていれば、逃げるかどうか、逃げる時にはどこに行こうか、早く考えることができた。」といったような不満がですね、掲載されておりました。町の避難勧告や避難指示の発令基準はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

避難勧告、避難指示の発令はどうなっているのかについてお答えいたします。

この避難勧告等は、3種類に分けて発令をするようにしております。

まず、初めに避難準備情報という形で、この避難準備情報は住民に対して避難の準備や自主避難を求めるものでございます。避難行動要支援者、特に避難時に時間を要する住民に対し、避難所への避難を求めるものです。住民に求める行動は、避難行動要支援者等で、特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難所への避難行動を開始していただくという形になります。

発令基準につきましては、洪水警報が発令され、中間の水位が氾濫注意水位 3.7メートルに到達し、さらに1時間後に避難判断水位 5メートルに達すると見込まれるときという形の中で位置づけております。

その他、河川の特性や堤防の整備状況、排水機場の水門等の稼働状況、避難行動要支援者等の住宅や施設の状況及び今後の気象予測等を考慮して、町長が発令すべきと判断するときとなっております。

次に、避難勧告という形になります。この避難勧告につきましては、住民に対し避難所等への避難を求めるものでございます。住民に求める行動は、通常の避難行動ができる者は、指定された避難所への避難開始という形になります。発令基準は、洪水警報が発令され、中間の水位が避難判断水位 5メートルに到達し、さらに2時間後に氾濫危険水位 5.4メートルに達すると見込まれるときという形で位置づけをしております。あと、近隣市町村で記録的短時間大雨情報、1時間に110ミリが発表されとかいうふうな異常現象があるときという形で位置づけております。あと、破堤につながる恐れのある越水等、浸水等が発見されたときという形の中で避難勧告を出すという形にしております。

最後に、避難指示は、住民に対し、避難所等への避難を強く求めるものでございます。住民に求める行動につきましては、避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を行い完了する。未だ避難していない対象の住民は、直ちに避難行動に移るとともに、避難する時間がない場合は、生命を守る行動をとることになります。発令基準は、洪水警報が発表され、中間の水位が氾濫危険水位 5.4メートルを超えたとき。あと、周辺で床上浸水が発生したとき。それと堤防の決壊、または破堤につながるような大量の浸水や亀裂等が発見されたときという形の中で基準を定めております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、答弁がございまして、基準が今の基準でそれぞれが勧告なり、指示が発令されるということでありました。

常総市ではですね、発令基準が当然この市にもあったかと思うんですけども、実はですね、緊急速報メール、この常総市は仕組みを持ってしまして、携帯電話を持った人に一斉送信されるシステムを導入しておりました。今回、残念なことなんです、この送信をする役目の職員の方がですね、業務に追われて、多忙というよりも、いろいろ忙しい状況が生起するわけですけれども、避難指示が送信できなかったということがですね、今回話題になりました。こういった指示等の有無や遅れはですね、特に被害が拡大する大きな要因になるということは、当然のことだと考えます。そういう意味から、この基準に従ってですね、適切にですね、早めの指示を有効な手段、方法をとってですね、住民の方にお伝えすることが必要じゃないかと思っておりますので、特に留意していただきたいと思っております。

またですね、今回の事案ではですね、避難指示が発令された区域よりも破堤した場所に近い区域にですね、避難指示が発令されなかったことが問題視されました。そういうことでありますので、しっかりとですね、適切な時期に発していただきたいと思っております。

またですね、これに関して市の見解としてはですね、発令の範囲ですけども、これについてもですね、時機を逸したということがございました。そういうことで、この発令のやり方なんです、町としては具体的にどういふ発令のやり方をしようと考えておるか、ちょっとお伺いしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

平成 27 年第 4 回定例会（松岡泉議員一般質問）

発令の区域的な、単位的なところにつきましては、基本的な基準は設けておりませんが、洪水ハザードマップの浸水想定状況や関係機関との情報を総合的に判断し、浸水していくであろう自治区、特に中心になるのは三軒屋地区からという形になっておりますので、そこを中心に連絡をしていくような形では考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

今、ございましたが、この発令についてもですね、欠落することがないように、広範囲に発令していかなければならないと思いますので、その点は着意してもらいたいと思います。

被害状況の把握、それから破堤場所の特定などの情報の収集はですね、豪雨や増水、浸水している状況ではですね、とても困難なことが予想されるのではないかと思います。しかしですね、応急対策は主導的にやっていかなければなりませんので、情報の収集はですね、決して欠かすことはできませんので、厳しい中でもですね、こういった中でも連絡、情報の収集はやらなければならないと思います。こういった場合の厳しい状況下の中での情報の伝達について、町の取り組みというよりは、お考え、どのようにしようと考えておられるかお聞きしたいと思います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

被害状況等の把握、状況把握について、豪雨や増水のとくに連絡はどうするのかという形で、行政管理になってくるとは思いますけど、これにつきましては、都市整備課や地域づくり課とあと消防団等で情報の連絡共有を行っていきたくと思います。連絡方法につきましては、電話や状況について口頭での災害情報を本部のほうに報告していただいたり、消防団におきましては消防専用の防災行政無線を持っておりますので、そこで状況を把握していきたくというふうに思っております。基本的には電話連絡と住民からの情報提供をいただくという形の中で、情報収集を行って、それをあと住民にどういうふうに返していくかというところを検討していくような状況になるかと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

今の情報手段については御説明がありましたけれども、対策本部へのですね、報告にかかわる



平成 27 年第 4 回定例会（松岡泉議員一般質問）

通信手段というのは、非常に重要かと思います。対策本部で指揮官がですね、そういった状況判断する、決心をする。そういった意味合いから、必要な情報をいかに集めるかということが重要かと思いますので、決してそういう意味から通信手段が欠落する、そこができないということになれば、非常な事態が起こるかかと思うので、これに関しましてはですね、代替手段を決めてですね、それぞれ行えるようにですね、準備しておくことが必要じゃないかと思います。

それではですね、住民がですね、情報が入らない場合、また連絡が取れなくなった場合、その恐れがあると判断した場合はですね、そういった状況に置かれたときにどのように行動したらよいか、対応したらよいか。また、自治区の役割については、どのようにお考えになっているのかお伺いたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

自治区の役割と自主的判断の対応はどう考えているのかという形についてお答えしたいと思います。

基本的には、各自治区ごとで情報収集をしていただきたいというふうに、やはり思っております。町だけの情報ではなかなか伝達できないところもございますので、避難が必要と判断した場合は、自治区全体もしくは組ごと等で早めの避難行動をとっていただきたいというふうに思っております。

また、避難行動要支援者に対しましても支援をしていただきたいというふうに思っております。今年度、本人同意のもとに、避難行動要支援者については、各区長様や組長様についての情報提供を行っておりますので、そこら辺についても、一緒に行動をともにいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

私は、状況によりですね、町民の皆さんがみずから判断して、自主的に行動する仕組みが不可欠であると考えております。そのことを含めて誰がいつ何をするかを示したタイムライン、防災行動計画というものなんですけども、この策定が必要ではないかと考えております。これについての見解を伺いたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

タイムラインが必要という形の中で、このタイムラインとは、事前にある程度被害の発生が見通せるリスクについて、被害の発生を前提に時間軸に沿った防災行動を策定しておくことということになります。このタイムラインの先進国でありますアメリカでは、2012年のハリケーン発生時に各地で多くの被害が出ておりますけれど、このニュージャージー州等ではタイムラインに基づき対応した結果、被害を最小限に縮小することができたという形で聞いております。

このタイムラインが有効と考えられる自然災害のリスクは、大型の台風だとか、遠隔地で発生した地震による津波や豪雪などという形で言われております。タイムラインを導入することのメリットは、事前のいつ、何を、誰がという形の中で、行動時間、防災の何をという形でどういう行動をするのか、主体的に誰が行うのかということを厳密に時系列に定めることによって、まず先を見越した対応ができる。確認漏れを防ぐことができる。3番目に関係組織間での対応のばらつきを防ぐことができるというメリットがあるという形で言われています。

遠賀川河川事務所は今回のこの関東・東北豪雨を受けて、遠賀川における避難を促す緊急行動に関しての取り組みについて、11月25日に所長と町長間でのトップセミナーが行われ、その中で、タイムラインの整備についても説明がありましたし、芦屋町では、現在、このタイムラインというものは作成はしておりませんが、遠賀川河川事務所でも今後タイムラインをつくっていくことが必要という形で言われておりますので、連携、支援をいただきながら、タイムラインの簡易版の作成について検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

答弁がございましたようにですね、このタイムラインの策定というのは、結構被害を減ずることができると思いますので、策定をお願いしたいと思います。

災害が発生し、避難をしてですね、避難所に皆さん行っていただくようなことになってしまいますけれども、生活必需品が不足しているような状況が当然考えられます。今回、常総市についてもですね、初日だったんですが、避難所に行ったけれども、やはり生活必需品が十分でないようなことが報道されておりました。芦屋町の避難所におけるこの災害備品ですけども、現在どのように配置されているのかということになってくるわけですけども、何をどこに何名分確保されているかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

避難所の備蓄関係について、どういうものがあるかという形についてお答えいたします。

備蓄食糧につきましては、総合体育館と役場という形で、山鹿部と芦屋部という形の 2カ所に分けて備蓄をしています。主なものにつきましては、水ですね、約 1,400 本、アルファ米、御飯類ですね、これを約 600 食、即席みそ汁を約 800 食、パン缶、缶詰の中に入ったパンという形ですね、これを約 500 食、ビスケット、クッキー等を約 1,400 食をそれぞれ山鹿と芦屋に備蓄しております。

その他備蓄品につきましては、毛布が約 600 枚、防寒シート約 200 個、簡易寝袋約 200 個、簡易トイレを約 800 セット等役場に備蓄しております。こういうところの状況から言いまして、約 300 人が避難をしてきたという形の中で、2日間程度生活支援ができるのではないかという形で、山鹿と芦屋部でできるのではないかというふうに考えております。

現在の備蓄分では、避難者の人数にもよりますが、十分とは言えません。そのため、食糧につきましては、各世帯で、最低 3 日間分の食糧の備蓄をお願いしているところが現状になります。

食糧の供給につきましては、スーパー等との防災協定を結んで、供給体制については整えていきたいという形で考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

今、お話がありましたように、備蓄はされているということでもありますけれども、偏った備品になっているところもあるのではないかなと判断されます。今回ですね、三軒屋の地区の皆さんの分を当然、その三軒屋地区の皆さんを含めてですね、総合体育館のほうに、確保するような形に持っていかざるを得ないのではないかなというふうに思います。なお、そういった備品は当然そろわないところがありますので、それに関しては、町が当然備品をそろえるということは重要かと思いますが、こういった際、近隣ですね、自治区の方とも、自治体とも調整をさせていただいて、事前調整をしっかりといただいた上でですね、万全の態勢を整えていただければというふうに思います。

今回ですね、前日も、2回定例会でも私、申し上げましたけども、どうしても対策本部が役場で、総務課で大丈夫かなと危惧されるわけですけども、常総市の市役所ですけども、今回、映像でも流れていましたけど、孤立しておりましたよね。ということは、そこからは、町の方は、職員の方はどういうふうに参加されるのか、また被災地にどのように赴かれるか、わからないわけ

平成 27 年第 4 回定例会（松岡泉議員一般質問）

ですよね。町長が移動されるとなると、航空自衛隊のヘリで屋上から吊り上げてもらってですね、行ってもらうようなこともちょっと考えなくてはいけない事態が来るんじゃないかなと危惧されますけど、こういった雨での豪雨があった場合に、我が町の役場のほうは大丈夫かちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今、言われました常総市がつかったという状況の中で、芦屋町につきましては、現在、洪水ハザードマップ上でいくと、つかることがないという形の中で確認しておりますし、庁舎の海拔高度につきましても 7.2メートルという形の中で、浸水はないと考えております。ただし、今、遠賀川河川事務所のほうで見直しを行っておりますので、それが最大規模になったときに、どこまで出てくるかということによって、また検討が必要になってくる場合もあるのではないかと、いうふうに思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、答弁がありましたように、新しいハザードマップが出てこないとちょっとわからないところがございすけれども、当然、役場周りもですね、状況によっては、つかの可能性は私はあるんじゃないかと思えます。それは何でかと言うと、今回の例からすると、やはり常総市の町の担当者も油断をやっぱりしていたんじゃないかと思えますし、住民の方もまさか災害が起こるといふふうには認識されていなかったんじゃないかと思えます。やはり町のですね、安全、安心、これを目指す上からしたら、やはりこういった災害、起こってみないとちょっとわからない、雨が降ってみないとわからないところがありますので、いろいろな対策を講じるわけですけども、それで全てよしということは捉えられないと思えますので、どうかですね、皆様方は住民の皆様方を守る責務がありますので、そこはしっかりとですね、捉えていただいて、万全な準備をしていていただきたいと思えます。これは水害だけを申しましたけども、その他の災害についても、しっかりでございますので、どうかよろしく願いいたします。

これで1件目の水害についての一般質問を終わらせていただきまして、2件目ですけども、今回健康づくりについてお伺いしたいと思います。

厚生労働省はですね、2014年10月2日に医療、介護が必要なく、健康的に生活できる期間を示す健康寿命について、2013年は男性が71.19歳、女性が74.21歳であったこ

平成 27 年第 4 回定例会（松岡泉議員一般質問）

とを公表しております。現在、健康寿命の延伸は、幸せな老後と持続可能な社会のための必須の要件となっております。そういうことで、国はですね、2000年から、平成12年になりますけども、健康日本21、国民の健康の増進を推進させるための基本方針を示して、国民の健康づくりに取り組んできております。また、これに引き続き2013年から2022年までを二次計画として、新たな施策を推進しているところでございます。そこで、町の健康づくりの取り組みについて、お伺いします。

国と町の平均寿命と健康寿命の状況はどうなっているかお伺いしたいと思います。これにつきましては、わかる範囲で結構であります。データも全てそろっていないかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 武谷久美子君

平均寿命と健康寿命は都道府県別生命表を基礎資料として算定しており、この生命表は人口動態統計調査及び国勢調査のデータを用いて5年ごとに作成しているため、芦屋町が把握している数値は平成22年度での答弁となりますので御了承願います。

平均寿命は、国が男性79.6歳に対して芦屋町は79.1歳と0.5歳、また、女性は国が86.4歳に対して芦屋町は86.2歳と0.2歳、男女ともに下回っている状況です。

次に健康寿命ですが、国が男性65.2歳に対して芦屋町は64.9歳と0.3歳下回っているものの、女性は国が66.8歳に対して芦屋町は66.9歳と0.1歳ではありますが上回っている状況です。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、お話がありましたけども、国全体もそうでしょうし、町のほうもそうかと思うんですけども、平均寿命は延びておりますし、そういう意味で健康寿命も延びているかと思えます。これにつきましてはですね、健康・こども課、あと福祉課もそうでしょうけども、それぞれですね、介護予防それから健康づくり、そういったことをですね、いろいろな取り組みをやっていただいて、その取り組みが功を奏してですね、女性の方、女性のほうが強いんでしょうけど、健康寿命を延ばすことができているということでもありますけれども、さらなる取り組みが必要じゃないかなと思います。

そういう意味でですね、現在取り組んでおられるですね、介護、それから介護予防ですね、疾

平成 27 年第 4 回定例会（松岡泉議員一般質問）

病予防、健康増進についての取り組みについて、それぞれ福祉課と健康・こども課の取り組み状況についてお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

福祉課では、主に 65 歳以上の方を対象に、要介護状態を予防するために、介護予防事業を実施しております。介護予防事業は、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できることを目指した地域包括ケアシステムの構築には欠かせない取り組みの一つでもございます。では、芦屋町で実施している介護予防事業の現状を説明します。

まず、生活機能の向上を目指し、中央病院や総合体育館で実施しています「いきいき筋力アップ教室」は、昨年新たに 31 名の参加がございました。また、過去の教室参加者を対象にした OB 会にも 33 名の参加者がございました。

食生活の改善や栄養指導を目的に開催しています「いきいき昼食会」は、地区公民館及び自治区公民館で合計 7 回開催し、156 名の参加がございました。また、口腔機能の向上を目指した「はつらつ健口講座」は、3 名の参加がございました。

介護予防を身近な地域で日常的に開催するものとして取り組んでいるものが、24 年度から始めました「自治区公民館体操教室」です。26 年度までは、6 自治区で開催されており、31 名の方が参加されています。27 年度は実施地区がさらにふえており、10 の自治区で教室が実施されることとなります。あわせて、「自治区公民館体操教室」の自主運営化を支援するために、体操や運営リーダーを育成するための養成講座を 26 年度から実施しており、20 名の参加がございました。これらの事業については、27 年度以降も継続事業として取り組み、多くの町民に参加していただきたいと考えています。

また、27 年度から新しく取り組んでいる事業は、認知症予防のために始めた「いきいき脳トレーニング教室」で 25 名の方が参加されています。同じく、認知症関連では、新しく「認知症家族介護教室」にも取り組んでおり、「認知症サポーター養成講座」の実施なども含め、総合的に認知症の予防や対策を図ってまいります。

また、地域での自主的な介護予防やコミュニティの促進などを目指した「地域交流サロン」も 27 年度から新規事業として始め、現在 5 地区で取り組んでいますが、10 月に交流会を開催したところ、地域での取り組みの輪が広がっていることを実感しております。今後も実施地区をふやしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 武谷久美子君

健康寿命の延伸には、がんや循環器疾患、糖尿病などの生活習慣病の発症、それに加えて疾病の早期発見、適切な治療管理による疾病の重症化予防が重要であるとの認識のもとに、特定健診・がん検診の受診勧奨や健康づくりの啓発などを行っております。しかし、特定健診率は平成 23 年度 30.9%、平成 24 年度 36%、平成 25 年度 33.5%、平成 26 年度は暫定でございますが 32.1%と伸び悩んでおり、また、がん検診の受診率につきましても、わずかながら上昇傾向ではありますが、目標受診率まで達していません。

特定健診の実施状況といたしましては、40歳から50歳代の若年層の受診率が低く、60歳代以上の受診者が70%を占めている状況です。住民への受診勧奨といたしましては、自治会や老人会、民生委員会などの地区組織や各種団体、イベント等に出向き、特定健康診査等の説明やチラシの配布を行い、健診の必要性など実施への理解を深める啓発活動を行っておりますが、受診率の向上に反映されていない状況です。

健診の受診率の向上の取り組みといたしましては、前年度の未受診者に対し、家庭訪問による受診勧奨を行っております。次に健診のリピータ率を向上させるため、平成 20 年度から 26 年度に 5 回以上特定健診を受診された方には、今年度の特定健診料が無料となる特典を実施しております。

がん検診の受診率向上の取り組みといたしましては、胃がん検診は国のガイドラインでは、胃透視検査ですが、芦屋町はいち早く胃カメラ検診も導入しており、今年度は受診機会をふやし、がんの早期発見やピロリ菌の除菌につなげているところです。また、健診を受けやすい環境づくりの一環といたしまして、子宮がん検診を近隣市町でも受診できる広域化を実施し、検診率の向上を図るとともに、秋の健診時に送迎バスを運行し、健診会場への交通アクセスの充実も図りました。

次に生活習慣病に対する知識の普及といたしましては、町の文化祭に健康コーナーを設置して健康相談、血圧測定等の実施、また糖尿病・高血圧予防教室や運動教室を開講して、保健師・栄養士による講話や運動、食事などにより、客観的に自己の生活習慣を振り返ることで改善すべき生活習慣を認識していただき、その気づきが行動変容のきっかけとなるように支援しているところです。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

答弁ありがとうございました。福祉課のほうも事業をいろいろ計画していただいて、また健康・こども課のほうも自分と担当される職にしっかりと取り組んでいただいていることであります。そういう意味からですね、頑張っただけでいるんですけども、事業の拡大と言いますか、この健康づくりというのは、町の皆様にとっても精力拡大というか、皆さんが幸福になる意味からも重要な事業だと考えますので、引き続きですね、これについてもこういった事業に住民の皆さんが参加していただけるようなまちづくりを進めていっていただきたいと考えます。

健康・こども課のほうで今後の取り組みについて、新たにございましたら、今の答弁でもございましたけど、新たにありましたらお答えください。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 武谷久美子君

芦屋町は今年度データヘルス計画を策定いたしました。この計画は特定健康診査の結果、レセプト等のデータを活用して分析を行い、P D C A サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るものです。分析結果によりますと、芦屋町はメタボリック該当者が同規模、県、国と比較して高く、その中でも血圧・血糖・脂質の三つのリスクを持つ率がもっとも高く、血管の脆弱が進んでいることが考えられます。入院は件数的には少ないものの、費用額全体の約 4 5 % を占めており、入院を減らすことは重症化予防、医療費の抑制につながります。それには若年層から生活習慣病への意識を高め、早期からの重症化予防を推進していくことが重要であり、次年度から若年層の特定健診、糖尿病の重症化予防事業などを実施することとしております。

また、メタボリック該当者、予備群の減少、糖尿病の増加の抑制の推進には、生活状況や健診の分析を踏まえ、生活の中に取り入れられる改善方法を提案する保健指導がより効果的であります。芦屋町の保健指導率は県の目標よりも高く、さらなる指導内容の充実と指導者の資質向上に努めてまいります。また、未受診者に対する定期的な受診勧奨を継続して行い、若年層の未受診者には夜間訪問で直接的働きかけを行うことで健康への関心と受診する意識を持っていただき、継続受診につなげていきたいと考えております。今後データヘルス計画を推進し、効果的・効率的な保健事業を展開することで、健診受診率の向上や保健指導の充実を図っていくものの、健康寿命の延伸のためには、住民の健康意識の向上と住民による自主的な健康づくりを地域全体で支援し、進めていくことも肝要ではないでしょうか。そのためには、保健・医療・福祉の関係機関との連携をより一層強化し、すべての住民が健康で明るく幸せに暮らせる社会づくりの実現に向けて、行政と地域、住民が一体となった健康づくりを進めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長 小田 武人君



松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

今、答弁がございましたように、しっかりと各施策を遂行していただければありがたいと思います。そう言いながらも、健康・こども課、特定健診、がん検診、伸び悩んでいるところだと思いますので、これについても、皆さんに御理解願って受診率が向上できればというふうに思います。

介護予防の取り組みもそうでありますけども、こういった施策についてはですね、待ち構えるといったらよろしいですか、行政として皆さんが来るのを待つというようなことを主体的に今まで行われていたかと思うんですけども、福祉課も、健康・こども課も打って出るというような姿勢も見ておりますけども、待ち構えているだけではですね、成果に行き詰まりが当然生じると考えます。それで、これに関してはですね、皆さん地区のほうに出向いて行ってやってみる。講習をやるとか、健診をやるとか、そういった仕組みが必要じゃないかと思えます。

件数はですね、まだ十分ではないんですけども、兵庫県の尼崎とか、それから長野県の松本市、それから佐賀市、こういったところですね、取り組みとしてコンビニエンスストアと協定を結んで健診をやっている事業もございます。これについてはですね、若い主婦が買い物に来て、この買い物ついでに健診を受け、容易にできるということもありますし、そういったことで受診率が向上しているそうでもあります。時間もそれほどかからず、簡単にできることから、そういう意味もありますけれども、受診の動機づけにもなるというふうに考えます。これについて、こういったシステムを入れたらどうかと思うんですけども、健康・こども課のほうでどうですか。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 武谷久美子君

コンビニ受診は若年層の受診も多く、受診環境を図るための有効な手段と考えますが、芦屋町といたしましては、現在、地域の医療機関において精度の高い健診を提供しております。また、がん検診と同時に受診できることから、住民の特定健診、がん検診の受診の利便性が確保され、各種の受診率の向上にもつながるものと考えます。今後も住民のニーズを聞きながら、受診しやすい健診体制を確立するため、医師会、医療機関との連携を強化し、自治会などの関係団体の御協力をいただきながら受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

平成 27 年第 4 回定例会（松岡泉議員一般質問）

いろいろな取り組みもですね、地域とともに協力し合って創造していく中で、よい結果が生まれるのではないかと考えます。健康寿命の長い人の多いまちづくり、これを目標に、ともどもに健康ですばらしい町にしていきたいと思います。

以上をもちまして、松岡の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 小田 武人君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。